

<障害福祉分野就職支援金>

返 還 免 除 申 請 書

西暦) 年 月 日

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会会長 様

(申請者)

住所 〒 -

氏名 ㊞

TEL - -

借受人との関係

下記のとおり、障害福祉分野就職支援金の返還免除を申請します。

貸付番号		借受人氏名	
貸付額			円
返還済額			円
免除申請額			円
免除理由 *該当項目に ○を付ける	1 障害福祉職員として2年間引き続き業務に従事した 2 障害福祉職員としての業務上の理由による死亡又は心身の故障により、従事できなくなった		
備考			

(注) *免除理由及び添付書類について、裏面をご確認ください。

従 事 先	名称			
	所在地	〒 -	TEL - -	
	職種		雇用形態	常勤・非常勤
	従事期間	西暦) 年 月 日から		年 月 日まで
従 事 先	名称			
	所在地	〒 -	TEL - -	
	職種		雇用形態	常勤・非常勤
	従事期間	西暦) 年 月 日から		年 月 日まで

*本申請書提出時も上記従事先に従事している場合、従事期間の「年 月 日まで」欄は記載せず、二重線で削除してください。

(返還の債務の当然免除)

第6条 会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

当該要件については、本事業による貸付けを受けた者が、地域の介護人材として定着するという事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、本会は本事業による貸付けを受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、本会は、適切な返還債務の免除を行うため、貸付けを受けた者に対して、会長が定める時期に現況届の提出を求め、貸付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

ア 第6条(1)イの障害福祉職員として就労した日から、東京都の区域内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できなかった場合の取扱いは(1)と同様とする。

イ 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

<添付書類>

- ① 規則第6条アに該当する者のうち非常勤で雇用されている者
 - ・障害福祉職員として実際に従事した勤務日数を証明する書類(従事先の施設で発行)
- ② 規則第6条イに該当する者
 - ア 死亡の場合
 - ・死亡届
 - ・死亡診断書
 - ・労働災害の認定を証明する書類
 - イ 心身の故障の場合
 - ・医師の診断書
 - ・労働災害の認定を証明する書類